

平成29年4月20日

一般財団法人 近畿貸切バス適正化センター

「一般財団法人 近畿貸切バス適正化センター」の設立について
－ 輸送の安全及び利用者の利便の確保を推進 －

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、このような悲惨な事故を再び惹起させないという強い決意のもとに、6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられ、その一つの対策として「民間指定機関による適正化事業の活用」が示されました。

また、昨年12月20日には、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて適正化実施機関が巡回指導を行うため、貸切バス事業者からの負担金制度の創設等の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律」が施行されました。

これを受けて、本日、近畿地域では2府4県の各バス協会が設立者となり、道路運送法に基づく貸切バスの適正化事業実施機関となるべく「一般財団法人 近畿貸切バス適正化センター」の設立登記申請を行いました。

記

(法人の概要)

名 称 一般財団法人 近畿貸切バス適正化センター
代 表 者 代表理事（会長） 東 真也（ひがし しんや）
事 務 所 大阪府寝屋川市高宮栄町12-11
一般財団法人近畿陸運協会 大阪支部 2F

(設 立 者)

一般社団法人大阪バス協会、一般社団法人京都府バス協会、公益社団法人兵庫県バス協会
公益社団法人奈良県バス協会、一般社団法人滋賀県バス協会、公益社団法人和歌山県バス協会

(設立登記申請日)

平成29年4月20日

(主な目的)

- ① 近畿地域における貸切バス事業の適正化を推進
- ② 輸送の安全及び利用者の利便の確保

お問合せ先：一般財団法人 近畿貸切バス適正化センター
準備室（大阪バス協会内） 古角・阪部
TEL：06-6341-8006